

## 基本的な考え方

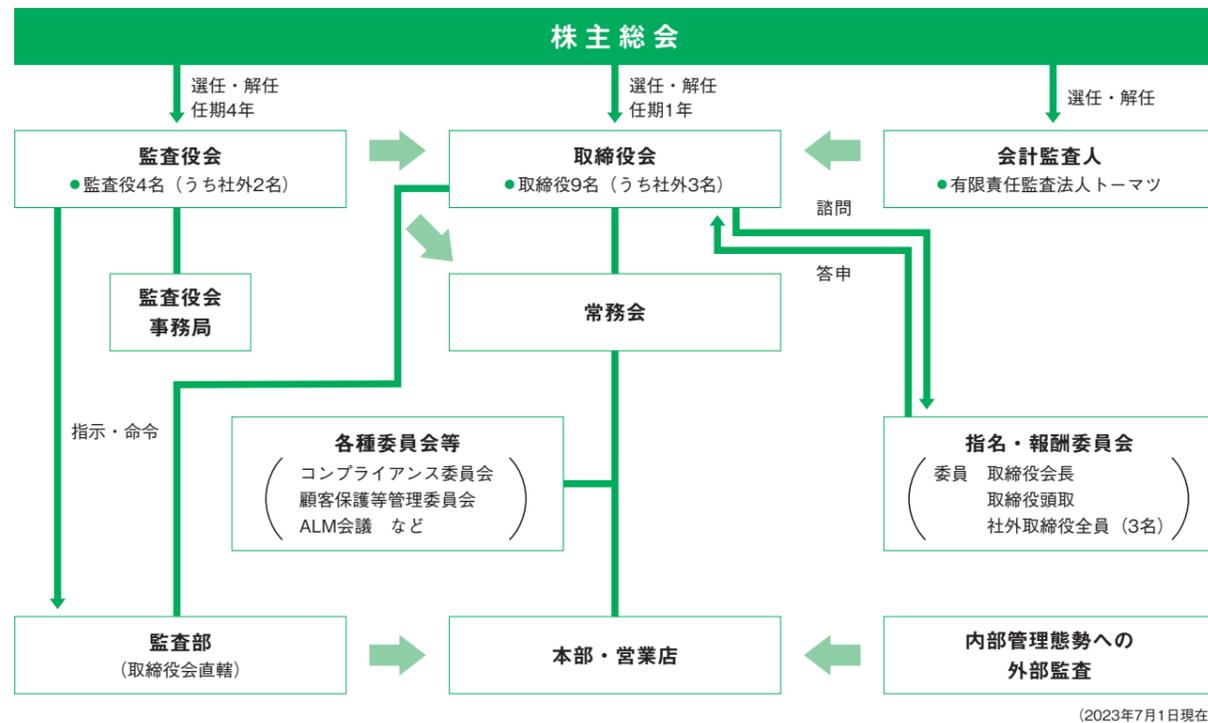
当行は、「地域社会の繁栄に奉仕する」ことを経営理念として掲げ、豊かな地域社会の創造と地元産業の発展に貢献することを基本的な使命としております。事業活動を通じた経営理念の実現に向け、ガバナンスの強化および充実を経営上の最優先課題の一つとし、実効的なコーポレート・ガバナンスを追求しております。

## コーポレート・ガバナンス体制

取締役会および監査役が、取締役の職務執行を監督することで、経営の透明性確保と健全性の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

経営の意思決定については、取締役会を最上位機関として適切な権限委譲を行い、迅速な意思決定を行う体制としております。また、監査機能を強化するため、リスク分析に基づく内部監査の実施と財務諸表等、内部管理態勢への外部監査を実施しております。

加えて、業務の健全性および適切性を確保するため、適切な経営管理（ガバナンス）のもと、金融仲介機能を発揮、法令等を遵守、顧客保護等を徹底し、各種リスクを的確に管理することを目的として、「経営管理（ガバナンス）規程」を制定しております。「経営管理（ガバナンス）規程」は、「金融円滑化管理態勢」、「法令等遵守態勢」、「顧客保護等管理態勢」、「統合的リスク管理態勢」を束ねる位置付けとなっております。



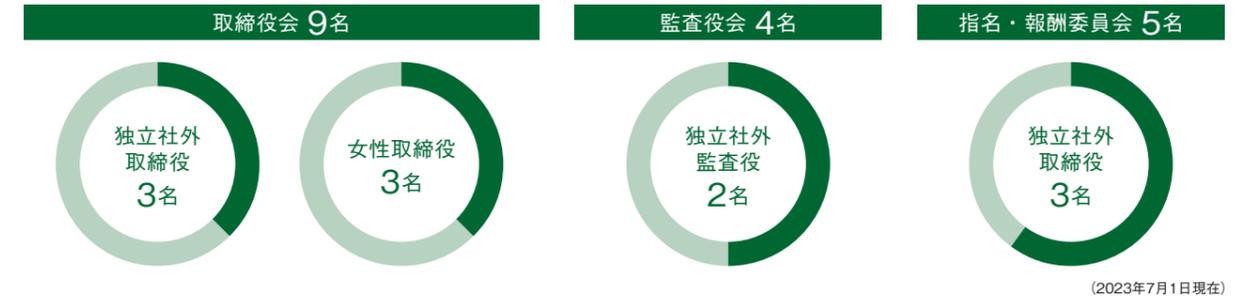
## 役員を選任

取締役、監査役の選任につきましては、取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」にて審議を行ったうえで、取締役候補者は取締役会決議を経たのち、監査役候補者は監査役会の同意を得て取締役会決議を経たのち、それぞれ株主総会で選任されております。

## 役員任期

取締役会の一層の活性化をはかるとともに経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期につきましては、1年としております。

## 人員構成・機能



### ●取締役会

取締役会は、取締役9名（うち社外取締役3名）で構成し、業務執行の基本方針・重要事項を決定するとともに、取締役が相互に監視・監督を行っております。

### ●常務会

常務会は、取締役会から権限委譲を受け、日常業務運営における重要事項について迅速に意思決定を行う体制としております。

### ●指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役会から、役員指名、報酬に関する重要事項等の決定に際し、諮問を受け、答申を行うことで、経営の透明性とプロセスの適切な実施の確保をはかっております。

なお、社外取締役が委員長を務めております。

### ●監査役会

監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成し、監査役会で決議された監査方針や計画に基づき適正な監査が実施されております。

## 業務執行

取締役会が業務執行の基本方針・重要事項を決定し、取締役会から権限委譲を受けた常務会では、日常業務運営における重要事項の決定を行い、意思決定のスピードアップと効率化をはかっております。

これらの決定に基づく、代表取締役以下での業務執行に加え、執行役員制度を導入し、経営の執行力強化をはかっております。

## 内部監査

### 内部監査の運営体制

業務執行状況を監査するため、取締役会直属の組織として監査部を設置し、内部監査を行うとともに、監査品質の向上に継続的に取り組んでおります。

監査部は、業務運営の適切性や資産の健全性の確保を目的として、取締役会で決定した「監査規程」、常務会で決定した「監査実施要領」等に基づき、内部監査による有効性・実効性評価を行い、改善点の指摘にとどまらず問題解決に向けた提言を行っております。

監査の結果等は取締役会等に監査部長が直接報告するとともに、頭取へ直接報告書を提出することとしております。

### 内部監査の高度化・効率化に向けた取り組み

内部監査については、一般社団法人日本内部監査協会の基準に則った監査手法を導入し、リスクベースの監査を行っております。なお、有効かつ効率的な内部監査の実施に向け、当行および当行グループ会社の内部管理資料の入手等によるモニタリングにも取り組んでおります。

また、内部監査の高度化を目的に監査法人による監査品質評価を定期的の実施しており、結果のフィードバックを受け、内部監査実務に反映させております。

役員一覧

| 氏名                   | 土井 伸宏  | 安井 幹也   | 幡 宏幸  | 奥野 美奈子   | 羽瀨 完司   | 本政 悦治  | 小田切 純子  | 大藪 千穂   | 植木 英次   | 安藤 浩行  | 和田 実  | 中務 裕之  | 田中 素子   |
|----------------------|--|---|---|--|---|--|---|---|---|--|---|--|---|
| 役職                   | 取締役会長<br>(代表取締役)／<br>指名・報酬委員   | 取締役頭取<br>(代表取締役)／<br>指名・報酬委員  | 専務取締役   | 取締役  | 取締役   | 取締役  | 取締役(非常勤)／<br>指名・報酬委員  | 取締役(非常勤)／<br>指名・報酬委員  | 取締役(非常勤)／<br>指名・報酬委員  | 常任監査役  | 監査役   | 監査役(非常勤)   | 監査役(非常勤)  |
| 重要な兼職の状況             | -  | -   | -   | -  | -   | -  | -   | -   | 株式会社NTTデータ<br>フィナンシャルテクノロ<br>ジー代表取締役社長<br>エヌ・ティ・ティ・データ・<br>フォース株式会社 取<br>締役   | -  | -   | フルサト・マルカホール<br>ディングス株式会社<br>社外取締役  | 関西電力株式会<br>社社外取締役   |
| 略歴                   | 1980年4月<br>当行入行<br>2006年6月<br>人事部長<br>2007年6月<br>取締役人事部長<br>2008年6月<br>常務取締役<br>2010年6月<br>常務取締役<br>本店営業部長<br>2012年6月<br>常務取締役<br>本店営業部長<br>2015年6月<br>取締役頭取<br>2023年6月<br>取締役会長<br>(現職) | 1987年4月<br>当行入行<br>2011年4月<br>秘書室長<br>2014年11月<br>人事部長<br>2015年6月<br>執行役員人事部長<br>2017年6月<br>取締役<br>2018年6月<br>常務取締役<br>本店営業部長<br>2021年6月<br>常務取締役<br>2023年6月<br>取締役頭取<br>(現職) | 1987年4月<br>当行入行<br>2010年6月<br>人事部長<br>2012年6月<br>九条支店長<br>2015年6月<br>執行役員コンプライ<br>アンス統轄部長兼<br>コンプライアンス統轄<br>部お客様サービス室<br>長<br>2016年6月<br>執行役員リスク統轄<br>部長<br>2017年2月<br>執行役員生産性革新<br>本部事務局長<br>2018年6月<br>取締役生産性革新<br>本部事務局長<br>2019年6月<br>常務取締役<br>2023年6月<br>専務取締役<br>(現職) | 1989年4月<br>当行入行<br>2009年6月<br>高槻南支店長<br>2011年6月<br>西七条支店長<br>2013年6月<br>金融大学校長<br>2018年6月<br>公務・地域連携部長<br>2019年6月<br>執行役員公務・地域<br>連携部長<br>2022年6月<br>取締役(現職) | 1993年4月<br>当行入行<br>2010年6月<br>下鴨支店長<br>2012年6月<br>人事総務部長<br>2021年6月<br>執行役員人事総務<br>部長<br>2023年6月<br>取締役(現職) | 1993年4月<br>当行入行<br>2013年8月<br>精華町支店長<br>2016年6月<br>広報部長<br>2017年6月<br>経営企画部長兼<br>経営企画部広報調<br>査室長<br>2020年4月<br>経営企画部長<br>2021年6月<br>執行役員経営企画<br>部長<br>2023年6月<br>取締役経営企画部長<br>(現職) | 1979年4月<br>滋賀大学経済短期<br>大学部助手<br>1980年4月<br>同 経済短期大学部<br>講師<br>1987年4月<br>同 経済短期大学部<br>助教授<br>1993年4月<br>同 経済学部助教授<br>1998年4月<br>同 経済学部教授<br>2017年6月<br>当行取締役(現職)<br>2018年4月<br>滋賀大学名誉教授<br>(現職) | 1994年4月<br>岐阜大学教育学部<br>助教授<br>2010年4月<br>同 教育学部教授<br>(現職)<br>2019年4月<br>兵庫教育大学連合<br>大学院教授(現職)<br>2020年6月<br>当行取締役(現職)<br>2021年4月<br>東海国立大学機構<br>岐阜大学副学長<br>(現職) | 1981年4月<br>日本電信電話公社<br>(現日本電信電話株<br>式会社)入社<br>2009年6月<br>株式会社エヌ・ティ・<br>ティ・データ執行役員<br>2013年6月<br>同 取締役執行役員<br>2014年6月<br>同 取締役<br>常務執行役員<br>2016年6月<br>同 代表取締役<br>常務執行役員<br>2017年6月<br>同 代表取締役<br>副社長執行役員<br>2018年6月<br>エヌ・ティ・ティ・デー<br>タシステム技術株式会<br>社代表取締役社長<br>2021年6月<br>エヌ・ティ・ティ・デー<br>タフォース株式会<br>社代表取締役社長<br>2021年6月<br>当行取締役(現職)<br>2022年4月<br>株式会社NTTデータ<br>フィナンシャルテクノ<br>ロジー代表取締役社長<br>(現職)<br>2022年6月<br>エヌ・ティ・ティ・デー<br>タフォース株式会<br>社取締役(現職) | 1985年4月<br>当行入行<br>2012年6月<br>事務部長<br>2015年6月<br>執行役員事務部長<br>2016年6月<br>執行役員総務部長<br>2017年6月<br>執行役員秘書室長<br>2021年6月<br>執行役員<br>2021年6月<br>監査役<br>2023年6月<br>常任監査役(現職) | 1987年4月<br>当行入行<br>2005年4月<br>山崎支店長<br>2008年6月<br>七条支店長<br>2011年4月<br>本店営業部<br>第二部長<br>2016年6月<br>執行役員融資審査<br>部長<br>2019年6月<br>常務執行役員<br>2023年6月<br>監査役(現職) | 1984年9月<br>公認会計士登録<br>1988年10月<br>税理士登録<br>1989年11月<br>中務公認会計士・<br>税理士事務所設立、<br>同 事務所代表<br>(現職)<br>2007年6月<br>日本公認会計士協会<br>近畿会会長<br>2007年7月<br>日本公認会計士協会<br>副会長<br>2009年6月<br>株式会社大阪証券<br>取引所社外監査役<br>2012年2月<br>フルサト工業株式会<br>社社外監査役<br>2013年1月<br>株式会社日本取引所<br>グループ社外取締役<br>2015年6月<br>日本合成化学工業<br>株式会社社外監査役<br>2015年6月<br>フルサト工業株式会<br>社社外取締役<br>2021年6月<br>当行監査役(現職)<br>2021年10月<br>フルサト・マルカホール<br>ディングス株式会社<br>社外取締役(現職) | 1988年4月<br>検事任官<br>2015年7月<br>松江地方検察庁<br>検事正<br>2016年9月<br>最高検察庁検事<br>2017年7月<br>水戸地方検察庁<br>検事正<br>2018年2月<br>京都地方検察庁<br>検事正<br>2019年7月<br>神戸地方検察庁<br>検事正<br>2020年11月<br>弁護士登録(大阪弁<br>護士会)<br>2020年11月<br>片山・平泉法律事務<br>所客員弁護士(現職)<br>2021年6月<br>当行監査役(現職)<br>2023年6月<br>関西電力株式会<br>社社外取締役(現職) |
| 取締役就任時期              | 2007年6月  | 2017年6月   | 2018年6月   | 2022年6月  | 2023年6月   | 2023年6月  | 2017年6月   | 2020年6月   | 2021年6月   | -  | -   | -  | -   |
| 所有株式数                | 11,614株  | 6,502株  | 7,182株  | 4,200株   | 1,588株  | 2,346株   | 2,000株  | 0株  | 100株  | 4,800株   | 2,507株  | 0株   | 100株  |
| 取締役会出席状況<br>2023年3月期 | 14/14回   | 14/14回  | 14/14回  | 11/11回   | -   | -  | 14/14回  | 14/14回  | 14/14回  | 14/14回   | -   | 14/14回   | 14/14回  |
| 保有するスキル/多様性          |  |   |   |  |   |  |   |   |   |  |   |  |   |
| 企業経営・組織運営            | ●  | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   |
| リスクマネジメント            | ●  | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   |
| 財務・会計・経済             | ●  | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   |
| DX・IT・システム           | ●  | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   |
| 人材・ダイバーシティ           | ●  | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   |
| 地方創生                 | ●  | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   |
| 市場運用・投資事業            | ●  | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   | ●   | ●   | ●  | ●   | ●  | ●   |

執行役員

|                                       |       |                               |       |                    |        |                          |       |                  |       |  |       |                 |       |
|---------------------------------------|-------|-------------------------------|-------|--------------------|--------|--------------------------|-------|------------------|-------|--|-------|-----------------|-------|
| 常務執行役員                                | 西村 浩司 | 常務執行役員<br>(本店営業部長)            | 橋 憲司  | 常務執行役員<br>(東京営業部長) | 辻 博之   | 常務執行役員<br>(大阪営業部長兼難波支店長) | 川崎 隆史 | 常務執行役員           | 田中 基義 | 常務執行役員                                     | 上垣 健一 | 執行役員<br>(監査部長)  | 伊東 久光 |
| 執行役員<br>(リスク統轄部長兼<br>リスク統轄部お客様サービス室長) | 四方 寛之 | 執行役員<br>(京銀証券株式会社<br>代表取締役社長) | 中嶋 隆宣 | 執行役員<br>(市場金融部長)   | 森本 紳太郎 | 執行役員<br>(営業本部長)          | 川勝 隆  | 執行役員<br>(名古屋支店長) | 山本 洋史 | 執行役員<br>(福知山支店長兼福知山支店長田野<br>出張所長兼福知山駅南支店長) | 畑 祐樹  | 執行役員<br>(三条支店長) | 朝田 和雄 |

## 指名・報酬委員会委員長メッセージ



指名・報酬委員会では、取締役会の諮問機関として、取締役候補者の指名や、報酬体系に関する事項について審議し、取締役会に答申しております。今回の頭取交代に関しましては、指名・報酬委員会で審議いたしました。安井幹也氏は、取締役として幅広い部門を所管してきた経験や実績が豊富で、取締役会等で討議・議論する中で、バランス感覚に優れており、また、地域のお客さまや京都銀行に対する思いを強く持った人物と感じておりました。

指名・報酬委員会の中でも、同様の意見で、リーダーとしての適性、資質、経験、スキル等を十分備えていることから、新体制では、より経営体質の強化が期待できるという意見であり、取締役会に答申いたしました。

地域金融機関のリーダーとして、京都銀行を持続的成長に導くことができる人財だと期待しています。

指名・報酬委員会 委員長 小田切 純子

## 役員報酬について

### 報酬等に関する方針

取締役の報酬は、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、単年度の業績への貢献等に応じて支給する「役員賞与」、企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を高めるための「譲渡制限付株式報酬」により構成しております。

各報酬の上限は2006年6月開催の第103期定時株主総会、2021年6月開催の第118期定時株主総会決議に基づき定めており、各報酬の配分については、取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容についての委任を受けるものとしております。

### ■各報酬の上限

| 報酬の種類                 | 上限                        |
|-----------------------|---------------------------|
| 確定金額報酬<br>(基本報酬、役員賞与) | 年額600百万円以内                |
| 譲渡制限付株式報酬             | 年額150百万円以内<br>かつ27,000株以内 |

委任を受けた代表取締役は、当該権限が適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問して答申を得るものとし、答申の内容に従って決定しております。

## 社外役員ミーティング

2022年1月に、社外取締役・社外監査役のみが参加して意見交換をする「社外役員ミーティング」を新設いたしました。2022年度は、「持株会社体制への移行」、「次期中期経営計画」や「銀行業務への理解を深めるための取り組み」等をテーマにミーティングを4回実施しました。取締役会において独立した客観的な立場から経営のアドバイスや牽制を行う役割を担っている社外役員が、相互の信頼関係構築と経営戦略等に関する認識を共有する体制を整えております。

### ■コーポレート・ガバナンス向上に向けた主な取り組みの変遷 (CGコード施行以降)

|       | 2015                | 2016                | 2017                             | 2018                | 2019 | 2020                                   | 2021  | 2022   | 2023                            |
|-------|---------------------|---------------------|----------------------------------|---------------------|------|--|---|--|---------------------------------|
| 機関設計等 | 12月<br>「指名・報酬委員会」設置 |                     | 10月<br>単元変更<br>(1,000株<br>→100株) |                     |      |  | 1月<br>「サステナビリティ経営推進委員会」設置   | 4月<br>東証プライム<br>市場に移行                                  |                                 |
| 取締役会  |                     | 6月<br>取締役会実効性評価の開始  | 6月<br>女性社外取締役選任                  |                     |      | 6月<br>社外取締役比率1/3以上を達成<br>女性社外取締役を複数名選任 | 6月<br>経営経験のある社外取締役選任<br>スキルマトリクス作成  | 6月<br>女性社内取締役選任  |                                 |
| 監査役会  |                     | 4月<br>監査役会事務局設置     |                                  |                     |      | 6月<br>監査役会実効性評価の開始                     | 6月<br>女性社外監査役選任   |  |                                 |
| その他   | 6月<br>CGコード全項目遵守    | 2月<br>政策投資議決権行使基準策定 |                                  | 12月<br>改正CGコード全項目遵守 |      | 4月<br>株主還元方針の変更<br>(配当性向30%)           | 10月<br>TCFD賛同を表明<br>11月<br>改正CGコード全項目遵守<br>12月<br>株主還元方針の変更<br>(総還元性向50%目安) | 5月<br>政策投資株式の縮減方針を策定<br>10月<br>政策投資株式にかかる議決権行使ガイドライン制定 | 4月<br>株主還元方針の変更<br>(総還元性向50%以上) |

## 経営での議論～持株会社体制移行本部会議～

2023年10月に予定している持株会社体制への移行については、さまざまな角度から検討を行い、2022年10月に正式に検討を進めることを取締役会で決議し、对外公表しました。

对外公表後、持株会社体制への移行により目指す、「ソリューション機能の拡充と新事業領域の拡大」、「役職員の意識・考動改革とグループ各社の自立・連携」、および「ガバナンスの高度化と業務執行スピードの向上」をどのように実現していくのかを具体的に議論する場として「持株会社体制移行本部会議」を立ち上げました。

移行本部会議においては、当行の役員に加えて、グループ各社の社長なども参加し、「5年後、10年後、さらにその先どのような姿を目指すのか」、「その姿の実現に向けた具体的な取組方針」などについて議論を重ねることで、持株会社体制への移行を実効性のあるものにできるよう取り組んでおります。

### 【主な議題】

- ・持株会社体制移行後のガバナンス体制について
- ・グループ各社の長期ビジョンについて
- ・投資専門子会社の設立について

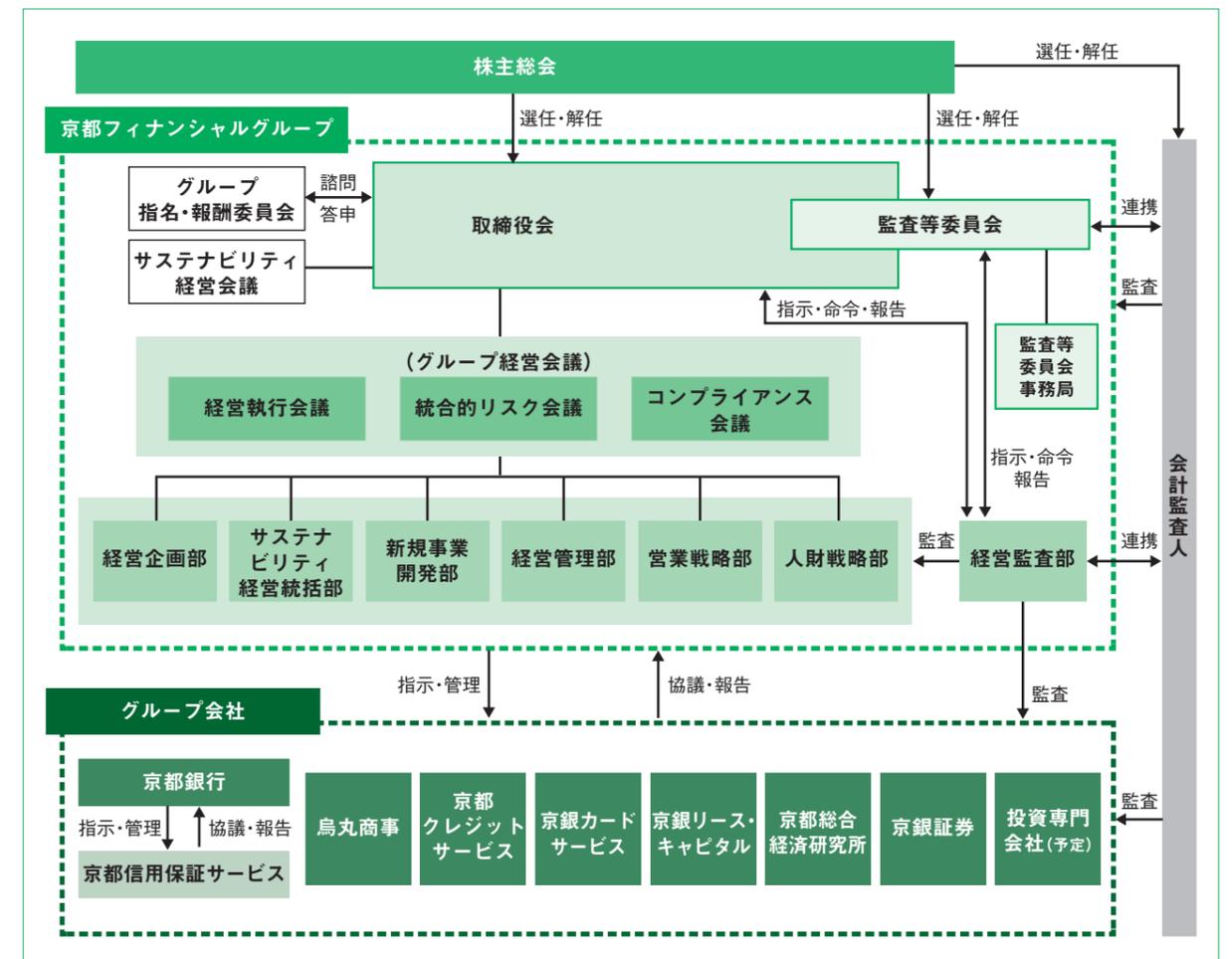
等



## 持株会社体制移行後のガバナンス体制

新たな事業領域の拡大やグループ各社の自立した事業運営を目指すなかで、経営に対する実効性の高い監督と迅速な意思決定を可能とするため、持株会社は「監査等委員会設置会社」とし、攻めと守りの両面からグループガバナンスの高度化をはかってまいります。

### ■コーポレート・ガバナンス体制図



## リスク管理

### 基本的な考え方

金融・経済のグローバル化の進展、金融技術やITの向上等を背景にビジネスチャンスが拡大する一方で、それらに伴うリスクはますます多様化・複雑化しております。

このような環境の中、当行ではリスク管理を経営上の最重要課題と位置付け、これに万全の体制で臨むことで、経営の安全性・健全性を維持するとともに安定的な収益確保をはかってまいります。

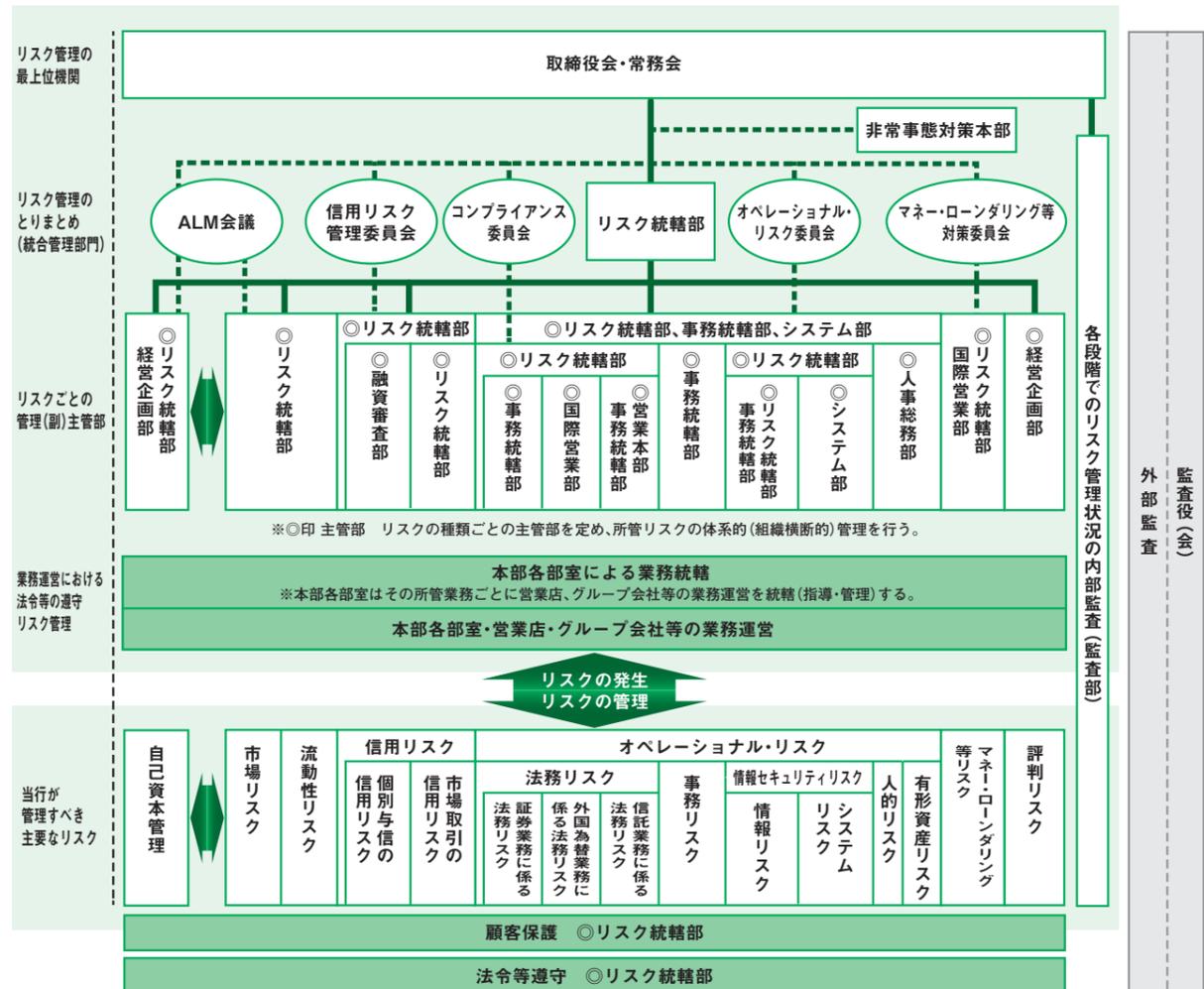
### 統合的リスク管理

業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、当行の安全かつ健全な経営基盤を確立するため、「統合的リスク管理規程」を定め、総体的に捉えたリスクを当行の経営体力（自己資本）と比較・対照する、自己管理型のリスク管理体制を整備しております。

リスクの種類ごとに本部の主管部を定め、これらが組織横断的に所管するリスクの管理を行うとともに、これらのリスクをリスク統轄部が統合的に管理することにより、リスク管理の一層の強化、充実をはかっております。

同時に当行では、主要なリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク）の計量化を進め、これらに対する資本配賦を行っております。リスク量については、半期ごとに見直しを行うリスク管理方針に基づき、配賦資本額をその限度額として管理しており、算出したリスク量を毎月のALM会議において経営へ報告する体制としております。加えて、リスク包括的なシナリオに基づき、各種リスクが同時に顕在化した場合を想定した統合ストレステストを実施しております。

### ■ 当行のリスク管理体制



(※) 主要なリスクの詳細については当行HPに掲載の資料編P.12以降に掲載しております。

## 業務継続体制・サイバーセキュリティ

### 業務継続の基本方針

自然災害・感染症の蔓延・事故災害・人為的災害等による大規模な被害発生により、当行の業務継続が脅かされる危機発生時において、速やかに業務の復旧をはかるため、次の方針を定めております。

- 被災地等の地域住民のみなさまの生活や経済活動の維持のため、金融サービスの継続に努めます。
- 金融決済機能を維持し、経済活動の混乱を抑制することに努めます。
- 役職員の安全を確保するとともに、業務の停止に伴うお客さまからの信認低下など、当行の経営面の影響を軽減します。

### 災害発生時の危機管理態勢

平常時には、BCPに基づく危機管理体制を見直し、改善するための年間計画として業務継続プログラムを策定し、体制整備をはかっております。

また、自然災害・感染症の蔓延等の危機発生時には、「非常事態対策本部」により一元的に指揮・命令を行う体制としており、被災シナリオごとに作成した業務継続マニュアル、業務継続手順書およびコンティンジェンシープランに基づき、早期の業務復旧を目指します。

### サイバーセキュリティ

当行は内外の組織や専門家と協力し、コンピュータ・セキュリティ事案の検知、解決、被害局限化および発生防止をはかることにより、サイバーセキュリティ向上に取り組んでおります。

具体的には、「情報セキュリティポリシー」に基づき、「システムリスク管理規程」ならびに「サイバーセキュリティ対応規程」を定め、サイバー攻撃に関するリスクを適切に管理し、サイバーセキュリティ対応を行うための態勢を整備しております。

当行では、日々高度化・巧妙化していくサイバー攻撃による脅威に対応するため、システム部内にサイバーセキュリティ対策室を設置し、サイバー攻撃の動向や脆弱性等の情報収集・把握、サイバー攻撃事案への対応（検知、解決、被害局限化、対策等）を一元的に実行できるようにしております。

また、定期的にサイバー攻撃事案を想定した訓練を実施し、実効性の向上に努めております。

お客さまに提供するインターネット上のサービスについては、不正アクセスやサービス停止攻撃等への対策を講じるほか、インターネットバンキングの不正利用防止をはかるための対策を実施しております。

### 事例

#### 外部評価を活用した取り組み

最大限に発揮できる働きやすい職場環境サイバーセキュリティへの取り組みにおいて、これまでの金融庁から還元される資料を基にした自己評価に加え、NRIセキュアテクノロジーズ株式会社が提供するSecure SketCHの自動診断機能（SecurityScorecard社のリスクレーティング連携）を採用し、客観的かつ俯瞰的な評価を活用した取り組みを行っております。

現時点では5段階評価の最上位評価かつ同業種平均を上回る評価を得ておりますが、発見された課題解決に取り組むとともに、リスク状況の変化に応じた将来的な情報セキュリティの高度化をはかってまいります。

#### ■ Secure SketCHによる評価結果（一部抜粋）



## コンプライアンス(法令等遵守)の体制

### 基本的な考え方

コンプライアンスは、公共性が強く求められる銀行において、いつの時代にあっても経営の原点です。当行では、役職員一人ひとりの行動がみなさまから信頼され、支持されることによって、地域社会の方々と揺るぎない信頼関係を築き、「京都銀行は、安心と満足をもって長く付き合うことができる魅力ある銀行」と言われ続けるために、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、その徹底をはかっております。

### コンプライアンス体制の確立と適切な運用

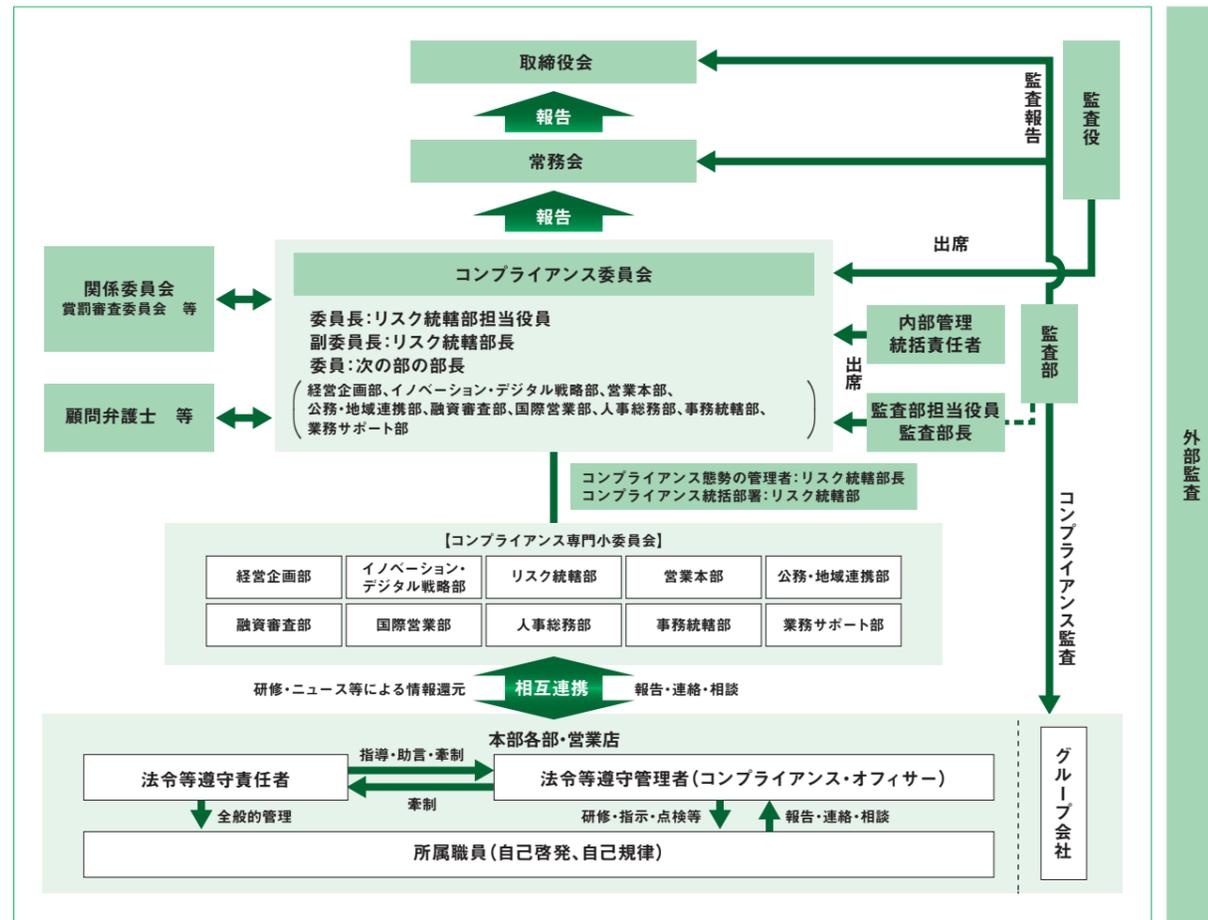
リスク統轄部担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会においてコンプライアンス上の問題等を一元的に管理し、対応を行うなど、体制の強化に努めております。

コンプライアンスの実践については、「私達の企業倫理と行動規範」を制定し従業員への徹底に努めるとともに、年度毎に取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、本プログラムにそって各種施策を推進しております。

不正行為を早期発見し自律的な対応を行うため、公益通報者保護法に基づく内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設置しております。ホットラインの責任者、責任部署を置くとともに、通報への対応業務従事者を指定し、法令等の趣旨にそった適切な体制を整備しております。

また、制度の実効性向上のため、行内窓口に加え外部窓口、監査役を通報ルートとするほか、通報手段を複数用意する等により利用促進をはかるとともに、従業員に対し制度趣旨や利用実績を周知すること等により、適切な運用に努めております。

### ■当行グループのコンプライアンス体制



(2023年7月1日現在)

## マネー・ローンダリング等対策の体制

### 基本的な考え方

近年、グローバル化の進展などにより、マネー・ローンダリングやテロ資金供与・拡散金融（以下、マネー・ローンダリング等）の防止に向けた国際的要請が高まっております。

当行では、マネー・ローンダリング等の防止に向けて、業務の適切性を確保するため、マネー・ローンダリング等への対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、体制の強化に取り組んでおります。

### 取り組みについて

マネー・ローンダリング等対策の基本方針として、「マネー・ローンダリング等対策ポリシー」を定め、体制の高度化に取り組んでおります。

具体的には、経営陣および各部門の責任者が参加し、施策の協議等を行う「マネー・ローンダリング等対策委員会」を定期的に開催し、経営陣が主導的に関与するとともに、対応にあたっては、リスク統轄部をマネー・ローンダリング等対策の主管部署とし、各部門と連携してリスクに応じた対策を講じております。

また、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定のうえ本方針に基づく体制整備を行い、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

### ■各種方針等

#### 私達の企業倫理と行動規範

私達は、次の企業倫理・行動規範を共有し、日常業務の中で実践することによって、社会のみなさまからの厚い信頼と信用を得、「地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念の実現に努めてまいります。

| I. 企業倫理                        | II. 行動規範            |
|--------------------------------|---------------------|
| 1. 信頼の確保                       | 1. 法令等の遵守（コンプライアンス） |
| 2. 法令やルールの厳格な遵守（コンプライアンス）      | 2. 約束の厳守            |
| 3. お客さま本位の実践                   | 3. 守秘義務の徹底          |
| 4. マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融への対応 | 4. 情報の不正利用の禁止       |
| 5. 反社会的勢力との関係遮断                | 5. 適正かつ高度な金融サービスの提供 |
| 6. 社会的責任の遂行                    | 6. お客さまの立場に立った対応    |
| 7. 適正な情報開示                     | 7. 公正な取引の確保         |
| 8. 働きやすい職場環境の確保                | 8. 不適正な取引の排除        |
| 9. 人権の尊重                       | 9. 公私の別の明確化         |
|                                | 10. 接待・贈答等の規律厳守     |
|                                | 11. 健全な職場環境の維持      |
|                                | 12. 報告・連絡・相談の徹底     |
|                                | 13. 検査への積極的な協力      |
|                                | 14. 良き企業市民としての社会貢献  |

#### マネー・ローンダリング等対策ポリシー

京都銀行グループは、マネー・ローンダリング等の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

|              |                 |                 |            |               |
|--------------|-----------------|-----------------|------------|---------------|
| 1. 運営方針      | 2. 組織態勢         | 3. リスクベース・アプローチ | 4. 顧客の管理方針 | 5. 経済制裁及び資産凍結 |
| 6. 疑わしい取引の届出 | 7. コルレス契約締結先の管理 | 8. 役職員の研修       | 9. 遵守状況の監査 |               |

#### 反社会的勢力に対する基本方針

当行は、反社会的勢力との関係を遮断するため、次の基本方針を遵守し、業務の適切性および健全性の確保に努めます。

|                     |                |                  |
|---------------------|----------------|------------------|
| 1. 組織としての対応         | 2. 外部専門機関との連携  | 3. 取引を含めた一切の関係遮断 |
| 4. 有事における民事と刑事の法的対応 | 5. 裏取引や資金提供の禁止 |                  |

各種方針等の詳細は当行ホームページに掲載しております。

